

大鰐町医療・福祉職子育て世帯移住支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 大鰐町は、超高齢社会における医療・福祉分野の人材確保を図るとともに、加速する少子化の進行を緩やかにするため、青森県外から大鰐町に移住した者が、この要綱に定める支給要件を満たした場合に、予算の範囲内において大鰐町医療・福祉職子育て世帯移住支援金（以下「支援金」という。）を交付するものとし、その交付については、青森県医療・福祉職子育て世帯移住支援事業実施要領及び法令等に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「医療・福祉職」とは、県内の医療機関や福祉施設等で業務を行う際に必要な医療・福祉分野の資格（以下「事業対象資格」という。）に基づく業務をいう。

2 この要綱において「子育て世帯」とは、18歳未満の世帯員とその養育者等からなる世帯をいう。

3 この要綱において「ひとり親世帯」とは、子育て世帯のうち18歳未満の世帯員とその母、父又は養育者のいずれかからなる世帯をいう。

(支援金の額)

第3条 支援金の額は、次の各号のとおりとする。

(1) 基本分 1世帯当たり100万円

(2) 子育て世帯加算 18歳未満の養育する世帯員1人につき100万円

(3) ひとり親世帯加算 1世帯当たり100万円

(交付対象者の要件)

第4条 支援金の交付の対象となる者は、次の第1号及び第2号の要

件を満たし、かつ、第 3 号又は第 4 号のいずれかの要件を満たす者とする。

(1) 世帯に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）が、本町に転入する前から 18 歳未満の世帯員を養育し、かつ、支援金の申請時においても現にその世帯員を養育していること。

イ 移住元において、申請者と申請者の養育する世帯員が、原則、住民票において同一世帯に属していたこと。

ウ 支援金の申請時において、申請者と申請者の養育する世帯員が住民票において同一世帯に属していること。

エ 申請者と申請者の養育する世帯員いずれもが、令和 5 年 4 月 1 日以降に本町に転入したこと。

オ 支援金の申請時において、申請者と申請者の養育する世帯員のいずれもが、本町に居住していること。

カ 申請者の属する世帯の世帯員のいずれもが、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(2) 移住等に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 移住元に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 本町に転入する直前の 10 年間のうち、通算 5 年以上、県外に居住していたこと。

(イ) 本町に転入する直前に、連続して 1 年以上、県外に居住していたこと。

イ 移住先に関する要件 本町に、申請日から 5 年以上継続して居住する意思を有していること。

ウ その他の要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 日本人である、又は外国人であって、出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）に定める「永住者」、

「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」、及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成３年法律第７１号）に定める「特別永住者」のいずれかの在留資格を有すること。

(イ) 青森県及び本町が支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

(３) 就業に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 申請者が事業対象資格を有していること。

イ 申請者が県内の医療機関又は福祉施設等において医療・福祉職に就業し、その勤務地が県内に所在すること。

ウ 申請者が次に掲げるいずれかの機関等で紹介されている求人に対して応募したこと。ただし、官公庁が試験を実施する採用試験等の場合で、申請者が合格したことが通知等で確認できる場合はこの限りではない。

(ア) 青森県公式就職情報サイト「あおもりジョブ」

(イ) 公共職業安定所

(ウ) 県内市町村が開設・運営する無料職業紹介所

(エ) 公益社団法人青森県看護協会看護師等無料職業紹介所

(オ) 社会福祉法人青森県社会福祉協議会福祉人材無料職業紹介所

(カ) 公益財団法人青森県母子寡婦福祉連合会無料職業紹介所

(キ) 公益社団法人青森県栄養士会無料職業紹介所

(ク) 県内市町村社会福祉協議会が開設・運営する無料職業紹介所

(ケ) (ア)から(ク)までに掲げる機関等以外の機関等であって青森知事が認めるもの

エ 週の所定労働時間が２０時間以上の無期雇用契約に基づいて

就業し、申請時において当該就業先に在職していること。

オ エの就業先に、申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

カ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(4) 就学に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 申請者が事業対象資格を有していないこと（現に有する事業対象資格と異なる事業対象資格を取得しようとする場合は除く。）。

イ 申請者が県内の医療機関や福祉施設等で医療・福祉職に就業するのに必要な事業対象資格を取得するために次に掲げるいずれかの県内の養成機関に就学すること。ただし、(タ)を除いて通学制のみとする。

(ア) 医師養成校

(イ) 薬剤師養成校

(ウ) 看護師等養成所

(エ) 診療放射線技師養成校

(オ) 臨床検査技師養成校

(カ) 理学療法士養成校

(キ) 作業療法士養成校

(ク) 言語聴覚士養成校

(ケ) 歯科衛生士・歯科技工士養成校

(コ) 救急救命士養成校

(サ) 管理栄養士養成校

(シ) 栄養士養成校

(ス) 保育士養成校

(セ) 社会福祉士養成施設

(ソ) 介護福祉士養成施設

(タ) 介護福祉士実務者養成施設

(チ) (ア)から(タ)までに掲げる養成機関以外の養成機関であつて青森知事が認めるもの

ウ 申請者が、イに掲げる養成機関の卒業及び事業対象資格の取得後、県内の医療機関又は福祉施設等において3年以上医療・福祉職に就業する意思があること。

エ 支援金の申請時において、申請者がイに掲げる養成機関に在籍していること。

(交付の申請)

第5条 申請者は、次の第1号又は第2号に定める書類を、転入後1年以内に、町長が別に定める日までに町長に提出しなければならない。

(1) 事業対象資格を有し、県内の医療機関又は福祉施設等において医療・福祉職に就業した場合（第4条第1項第1号、第2号及び第3号を満たす場合）

ア 申請書（様式1-1）

イ 就業先の就業証明書（様式2）

ウ 本人確認書類

エ 前条第1項第1号、第2号及び第3号の要件を満たすことを証する書類

(2) 申請者が県内の医療機関や福祉施設等で医療・福祉職に就業するのに必要な事業対象資格を取得するために、県内の養成機関に就学した場合（第4条第1項第1号、第2号及び第4号を満たす場合）

ア 申請書（様式1-2）

イ 就学先の在学証明書

ウ 本人確認書類

エ 前条第1項第1号、第2号及び第4号の要件を満たすことを証する書類

(交付決定の通知等)

第6条 町長は、第5条の規定による申請が第4条第1項及び第2項の要件を満たし、かつ第3項又は第4項の要件に該当すると認めるときは、交付決定通知書（様式3-1又は様式3-2）により、当該申請者に通知する。

2 第5条の規定による審査の結果、支援金の交付を不相当と認める場合又は予算上の理由等により当該年度における支援金の交付が不可である場合は、その旨申請者に通知する。

3 第1項の規定による交付の決定を受けた者が支援金の交付を受けようとするときは、速やかに交付請求書（様式4）を町長に提出しなければならない。

(報告及び立入調査)

第7条 町長は、支援金の交付について必要があると認めるときは、第6条第1項の規定により、支援金の交付の決定を受けた者に対し、報告を求め、又は立入調査を求めることができる。

(返還請求)

第8条 町長は、支援金の交付を受けた者（以下「支援金受給者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合には、返還請求書（様式5）により、期限を定めて支援金受給者に対し支援金の当該各号に定める額の返還を請求するものとする。ただし、県内の転居（本町から県内の他市町村へ転居し、その後他の都道府県に転出した場合を除く。）については返還を求めないものとする。

(1) 事業対象資格を有し、県内の医療機関又は福祉施設等において医療・福祉職に就業した場合

ア 次に掲げる要件のいずれかに該当する場合 全額

(ア) 虚偽の申請等をした場合

(イ) 支援金の申請日から3年未満に県外に転出した場合

(ウ) 支援金の申請日から1年未満に当該支援金の要件を満たす職を退いた場合

(エ) その他町が全額の返還が適当であると認めた場合

イ 次に掲げる要件のいずれかに該当する場合 半額

(ア) 支援金の申請日から3年以上5年以内に県外に転出した場合

(イ) 支援金の申請日から1年以上3年以内に当該支援金の要件を満たす職を退いた場合

(ウ) その他町が半額の返還が適当であると認めた場合

(2) 県内の医療機関又は福祉施設等において医療・福祉職に就業するため、事業対象資格を取得することを目的に、県内の養成機関に就学した場合

ア 次に掲げる要件のいずれかに該当する場合 全額

(ア) 虚偽の申請等をした場合

(イ) 支援金の申請日から3年未満に県外に転出した場合

(ウ) 支援金の要件を満たす養成機関を卒業出来なかった場合

(エ) 支援金の要件を満たす養成機関を卒業した日から1年以内に事業対象資格の取得に至らなかった場合

(オ) その他町が全額の返還が適当であると認めた場合

イ 次に掲げる要件のいずれかに該当する場合 半額

(ア) 支援金の申請日から3年以上5年以内に県外に転出した場合

(イ) 支援金の要件を満たす養成機関を卒業した日から1年以内に事業対象資格に基づく業務に従事するため県内の医療機

関又は福祉施設等に就職しなかった場合

(ウ) 支援金の要件を満たす養成機関を卒業した日から1年以内に事業対象資格に基づく業務に従事するため県内の医療機関又は福祉施設等に就業するも、就業した日から1年未満に当該支援金の要件を満たす職を退いた場合

(エ) その他町が半額の返還が適当であると認めた場合

ウ 次に掲げる要件のいずれかに該当する場合 4分の1相当の額

(ア) 支援金の要件を満たす養成機関を卒業した日から1年以内に事業対象資格に基づく業務に従事するため県内の医療機関又は福祉施設等に就業するも、就業した日から1年以上3年以内に当該支援金の要件を満たす職を退いた場合

(イ) その他町が4分の1相当の返還が適当であると認めた場合

2 支援金受給者は、前項の要件に該当しないことを証明するため、次の各号の区分に応じて、当該各号に定める書類を支援金を受給した次の年度から毎年度、町長が定める期日までに提出しなければならない。なお、当該支援金受給者は、第1号及び第2号の要件に該当した場合は、速やかに町へ報告するものとする。

(1) 事業対象資格を有し、県内の医療機関又は福祉施設等において医療・福祉職に就業した場合

ア 就業先の就業証明書(様式2)(就業先が変更となる場合には、その都度提出すること。)

イ 現住所が分かる書類(現住所が記載されている住民票、税金や公共料金の納入通知書の写し等)

(2) 申請者が県内の医療機関や福祉施設等で医療・福祉職に就業するのに必要な事業対象資格を取得するために、県内の養成機関

に就学した場合

ア 就学先の在学証明書（就業した場合は、前号アの就業証明書（就業先が変更となる場合には、その都度提出すること。））

イ 現住所が分かる書類（現住所が記載されている住民票、税金や公共料金の納入通知書の写し等）

（返還免除申請）

第9条 支援金受給者が、前条第1項及び第2項に規定する要件に該当するに至った原因が就業先の倒産、災害、本人又は家族の病気等のやむを得ない事情によるものであるときは、返還免除申請書（様式6－1又は様式6－2）に返還免除理由を証する書類を添えて町長に返還の免除を申請することができる。

2 町長は、前項の申請があったときは、青森県の協議の上、返還免除の可否に係る決定内容を返還免除承認通知書（様式7）又は返還免除不承認通知書（様式8）により当該支援金受給者に通知するものとする。

（移住支援金との併給の制限）

第10条 申請者は、第4条に定める支援金の対象者要件及び大鰐町移住支援金交付要綱（令和元年大鰐町告示第43号）に定める移住支援金の支給の要件を満たす場合には、支援金（ひとり親世帯加算を除く。）の交付を申請できないものとする。

（雑則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則（令和7年大鰐町告示第100号）

この要綱は、令和7年6月24日から施行し、令和7年4月1日から適用する。